

広報作成のNPO法人への委託

犬山市

○ 取組の概要

市民の視点に立った広報編集を実践することを目的として、広報の編集・発行を NPO 法人に委託するとともに、広報広聴担当の市職員を削減。

○ 犬山市の概要



犬山市の概要

市役所所在地

● 愛知県犬山市大字犬山字東畑36

人口

● 73,004人

※H17.3.31現在（住民基本台帳人口）

〇 取組について

1. 取組の背景

- ・ 市民代表 5 名で構成する行政改革推進委員会の提言に基づき、平成 14 年 6 月に第 3 次犬山市行政改革大綱を策定した。その基本理念は、「開かれた行政の実現」と「地域の活性化」であり、大綱の基本的な方策の一つとして広報活動における民間活力の導入が明記された。その目的は、市民の視点に立った広報編集を実践することにより、市民に対し、市政の情報を分かりやすく伝達し、市政をより市民の身近なものとするためである。

〈参考：第 3 次犬山市行政改革大綱（抜粋）〉

- ・ 広報活動における民間活力の導入
市民が行政を理解する上で広報の果たす役割は、非常に大きなものです。市民の積極的な参画と理解、協力を期待するには広報のあり方を根本的に見直す必要があります。そのためには、市民の立場での広報作成を実現するため、広報の編集、発行などに民間活力の導入を検討します。

2. 取組の具体的内容

- ・ 委託の基本的な方針
 - ① 委託先については、NPO 法人とする。
 - ② 委託内容については、原稿の作成・紙面の割付までとする。
 - ③ 編集責任は市、編集権は委託先が持つものとし、編集者の原案を最大限に尊重する。
 - ④ 編集内容に疑義が生じた場合は、相互調整を図る。
- ・ 上記の基本方針を前提に、平成 15 年 6 月に設立された NPO「編集企画協会」に委託。なお、NPO「編集企画協会」の編集者は、平成 8 年度から犬山市の広報の中に設けられた市民の手作りによる「市民編集ページ」の編集を手がけていた。
- ・ 委託開始時期：平成 15 年 7 月 10 日（平成 15 年 7 月 15 日号広報～）
- ・ 制作部数：年間 24 号（月 2 号）
- ・ 企画編集会議：月 1 回開催、特集記事を含めた編集内容を決定。構成委員は、NPO 編集長、NPO 編集者、助役、市長公室長、学識経験者。

3. 取組にかかる事業費

- ・ 平成 15 年度委託料（7 月～ 3 月） 6,554 千円
（内訳：人件費 5,577 千円、事務費等 977 千円）

- ・平成16年度委託料（4月～3月） 8,060千円
（内訳：人件費 7,436千円、事務費等 624千円）

4. 取組の体制

- ・NPOの編集体制(平成15年7月より)
 - (1) NPO編集員3名
編集長1名
編集員2名
市の広報担当の事務室に駐在し編集業務を遂行
- ・市広報広聴担当（秘書広報課）の職員数
 - (1) 委託前の4名から2名に減
平成15年度1名減
平成16年度1名減

5. 取組の成果

- ・コスト削減効果：約8,000千円（委託前の人件費－委託後のコスト）
委託後のコスト：広報編集コスト（年間委託料 8,060千円）
委託前の人件費：職員数2名
（職員一人あたり平均人件費×2名＝約16,000千円）
- ・双方向性の紙面
 - (1)市民が知りたい情報が掲載されるようになった(特集記事)。
 - (2)「市民の声」欄の創設により双方向性がある紙面になった。
- ・特集記事の内容について
 - (1)市民の知りたい情報が公平な立場に立った特集として掲載されるようになった。
 - (2)記事内容の多様性が図られた。

6. 今後の課題

- ・委託先について
 - (1)競争原理を図るため、広報作成が可能な第二のNPO法人を募集しているが、広報編集に対応できる法人がない。
 - (2)H15.12.1号、H16.8.1号、H16.12.1号広報で公募したが、いずれの回も応募がなかった。
- ・企画編集に係る後継者について
 - (1)特集記事も含めた編集作業という専門的な業務であるため、企画編集者の育成が必要であるが後継者が未定